

「歯科情報の利活用推進事業（歯科診療情報による身元確認の  
ためのデータベースに関する検証等）に係る研修業務・運営一式」

## 報告書

---

2023年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

## 目次

1. 本研修の目的 .....	2
2. 研修会プログラム .....	3
3. 研修会概要 .....	5
4. 研修会実施後受講者アンケート .....	11
5. まとめ .....	17
別添：アンケート一覧 .....	18

## 1. 本研修の目的

東日本大震災において、身元不明遺体の歯科所見と歯科医療機関(病院、歯科診療所)が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が改めて示された。一方で、身元確認を行うための歯科診療情報の標準化が図られておらず、身元確認作業に困難をきたした事例が見受けられた。

これらの経緯から、災害時等の歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、歯科診療情報の標準化に関する実証事業(平成25～28年度)、歯科情報の利活用及び標準化普及実証事業(29年度～)を実施し、「口腔診査情報標準コード仕様」(歯科情報の保存形式を統一化しレセプトコンピュータから出力するための標準規約、以下「標準コード仕様」という。)を作成し、本仕様を歯科情報による個人識別に用いることが可能であることが示された。また、標準コード仕様は、令和3年3月26日に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として認められたところである。

歯科情報による身元確認を推進するため、令和2年4月から施行されている死因究明等推進基本法においては、身元確認に係る歯科情報のデータベースの整備が求められている。

本研修会では、広く歯科医療関係者(大学関係者、歯科医師、歯科関係ベンダ等)に歯科診療情報の標準化・データベースの意義、必要性、活用可能性について理解を深めていただくために、歯科診療情報データベース構築の基盤作りを進めていくことを目的として、「歯科ビッグデータ活用の未来に向けて」と題して開催した。

## 2. 研修会プログラム

研修会のプログラムは図表 2-1 の通りである。今回の研修会は 2 部構成で開催した。前半はこれまでの「口腔診査情報標準コード仕様」ができるまでの経緯や「口腔診査情報標準コード仕様」の概要についての説明や講演、後半は、「口腔診査情報標準コード仕様」の活用方法や今後の歯科情報データの活用可能性について講演をいただいた。

なお、今回の研修会は WEB（ウェビナー）形式で開催した。

研修会名	歯科ビッグデータ活用の未来に向けて
開催日時	【WEB 開催】 ・日時：令和 5 年 3 月 4 日（土）13：00～15：00
研修会当日プログラム	<p>1：開会あいさつ 大坪真実氏（厚生労働省 医政局 歯科保健課 課長補佐）</p> <p>2：講演</p> <p>講演 1：歯科情報の利活用推進の経緯について 大坪真実氏 厚生労働省 医政局 歯科保健課 課長補佐</p> <p>講演 2：「口腔診査情報標準コード仕様」のしくみとねらい 玉川裕夫氏 （公社）日本歯科医師会 嘱託 大阪大学大学院歯学研究科 招へい教員</p> <p>講演 3：歯科情報を活用した身元確認の迅速化 ～身元確認データベースの構築に向けて 青木孝文氏 東北大学 理事・副学長</p> <p>講演 4：歯科情報を利活用するメリットと期待 井田有亮氏 東京大学大学院医学研究科 特任講師</p> <p>講演 5：医療情報の保護と利活用 山本龍彦氏 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授</p> <p>3：質疑応答</p> <p>4：閉会あいさつ 柳川忠廣氏（公益社団法人日本歯科医師会 副会長）</p>

図表 2-1 歯科情報の標準化に関する研修会プログラム

参加者募集は、各都道府県歯科医師会及び日本歯科コンピュータ協会、保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）、各大学歯学部にご協力いただいた。（図表 2-2）

Web開催

# 歯科情報利活用研修会

## 歯科ビッグデータ活用の未来に向けて

2023年  
日時 **3月4日** (土) 13:00-15:00

■場所 : Zoomウェビナー ■対象 : 歯科医療関係者の皆様  
■参加費 : 無料 (事前登録制)

事前登録方法 (3月1日 (水) まで)

QRコードまたはURLよりお申込み下さい

▶ <https://questant.jp/q/SHIKAJOHO2023>

開催日が近くなりましたら事務局よりご案内メールを差し上げます



日本歯科医師会、関係団体のご尽力により「口腔診査情報標準コード仕様」が厚生労働省の保健医療情報分野の標準規格に制定 (令和3年3月26日付) されました。

この規格は、歯科診療情報の標準化を進め、歯科診療情報データベースの構築や歯科診療情報の利活用を目的として策定されました。災害時等における身元確認や研究・地域連携・PHR等への活用が期待されております。

本研修会では、歯科医療関係者の皆様 (歯科医療従事者、大学関係者、歯科関係ベンダ等) に歯科診療情報の標準化・データベースの意義、必要性、活用の可能性について理解を深めていただき歯科診療情報データベース構築の基盤作りを進めていく事を目的として開催いたします。

大変ご多忙な時期とは存じますが、ご参加いただけますよう心よりお願い申し上げます。

### プログラム

開会あいさつ (厚生労働省 医政局 歯科保健課)

- 1 大坪 真実 氏 (厚生労働省 医政局 歯科保健課 課長補佐)  
歯科情報の利活用推進の経緯について
- 2 玉川 裕夫 氏 (公益社団法人日本歯科医師会 嘱託、国立大学法人大阪大学  
大学院歯学研究科 招へい 教員)  
「口腔診査情報標準コード仕様」のしくみとねらい
- 3 青木 孝文 氏 (国立大学法人東北大学理事・副学長)  
歯科情報を活用した身元確認の迅速化～身元確認データベースの構築に向けて
- 4 井田 有亮 氏 (国立大学法人東京大学 大学院医学研究科 特任講師)  
歯科情報を利活用するメリットと期待
- 5 山本 龍彦 氏 (慶應義塾大学大学院法務研究科 教授)  
医療情報の保護と利活用

閉会あいさつ 柳川 忠廣氏 (公益社団法人日本歯科医師会 副会長)

※プログラムが変更になる場合がございます。

主催 : (株) エヌ・ティ・ティ・データ

お問い合わせ先 : 歯科情報利活用に向けた研修会運営事務局 [shika-support@am.nttdata.co.jp](mailto:shika-support@am.nttdata.co.jp)

図表 2-2 研修会案内チラシ

### 3. 研修会概要

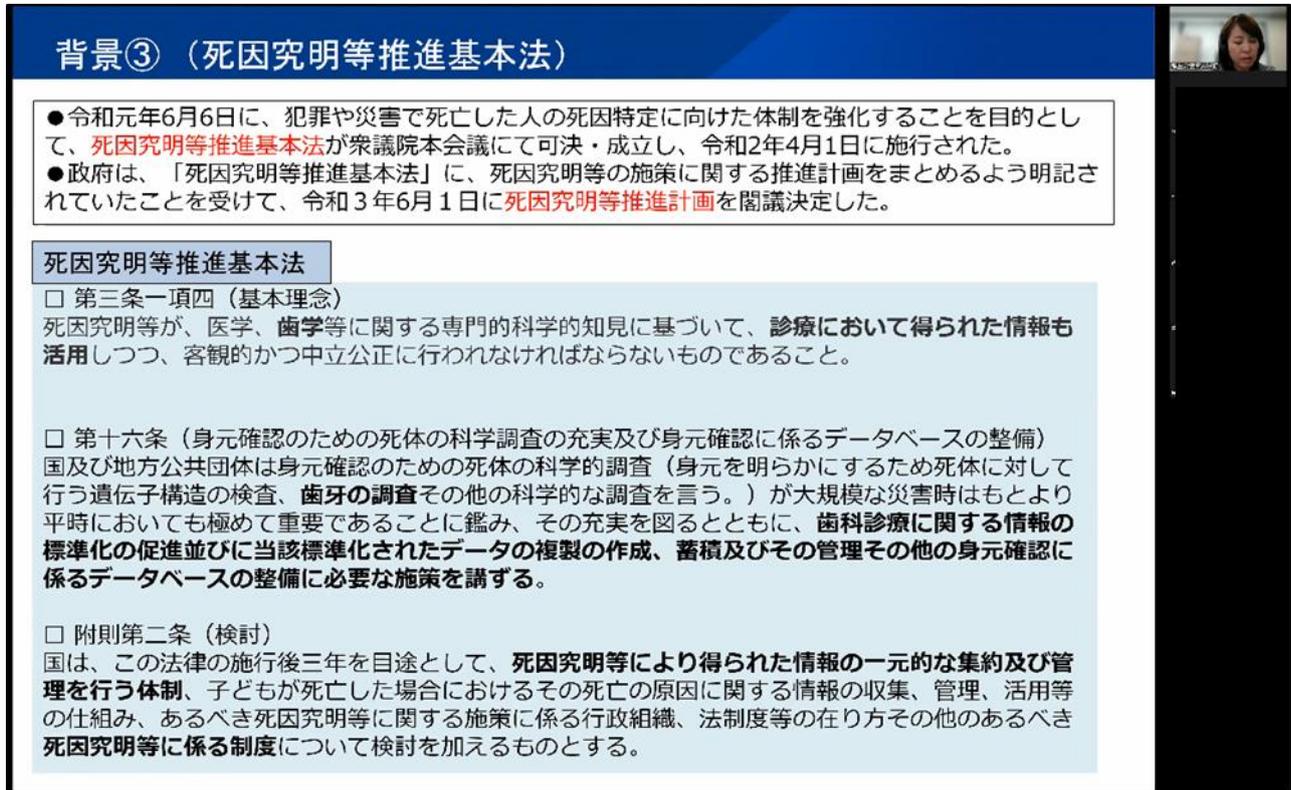
参加申込者数は93名で、当日の参加者のうちアンケートへの回答者は33名であった（図表 3-1 研修会参加者の状況）。

所属	回答数
①歯科医師（診療所・病院）	13
②歯科医師（大学等教育機関）	3
③その他歯科関係	4
④歯科関連ベンダ	10
⑤その他システムベンダ	1
⑥その他	2
<b>総計</b>	<b>33</b>

図表 3-1 研修会参加者の状況

当日は、厚生労働省医政局歯科保健課 課長補佐 大坪真実氏より、過去の災害等の現状や令和2年4月から施行されている死因究明等推進基本法等により今回の研修会開催に至った経緯等の概要についてご挨拶いただいた。

講演 1 では、厚生労働省医政局歯科保健課 課長補佐 大坪真実氏より【歯科情報の利活用推進の経緯について】として、歯科情報の利活用促進にあたって、その背景となる日本の人口動態などの情報を解説いただいた後、これまでの歯科情報の利活用に関わる事業経緯などについて、実際の事業の内容を交えてお話しいただいた（図表 3-2）。



**背景③ (死因究明等推進基本法)**

- 令和元年6月6日に、犯罪や災害で死亡した人の死因特定に向けた体制を強化することを目的として、**死因究明等推進基本法**が衆議院本会議にて可決・成立し、令和2年4月1日に施行された。
- 政府は、「死因究明等推進基本法」に、死因究明等の施策に関する推進計画をまとめるよう明記されていたことを受けて、令和3年6月1日に**死因究明等推進計画**を閣議決定した。

**死因究明等推進基本法**

□ 第三条一項四（基本理念）  
死因究明等が、医学、**歯学**等に関する専門的科学的知見に基づいて、**診療において得られた情報も活用**しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

□ 第十六条（身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備）  
国及び地方公共団体は身元確認のための死体の科学的調査（身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、**歯牙の調査**その他の科学的な調査を言う。）が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実を図るとともに、**歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及びその管理**その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずる。

□ 附則第二条（検討）  
国は、この法律の施行後三年を目途として、**死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制**、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき**死因究明等に係る制度**について検討を加えるものとする。

図表 3-2 講演 1 講演風景

講演 2 では、公益社団法人日本歯科医師会 嘱託 玉川裕夫氏より【「口腔診査情報標準コード仕様」のしくみとねらい】としてご講演いただいた。「口腔診査情報標準コード仕様」による最新の口腔状態を電子的に記録する『しくみ』について、また、厚生労働省標準規格及び歯科に関わる規格について、『ねらい』についてお話しいただいた（図表 3-3）。

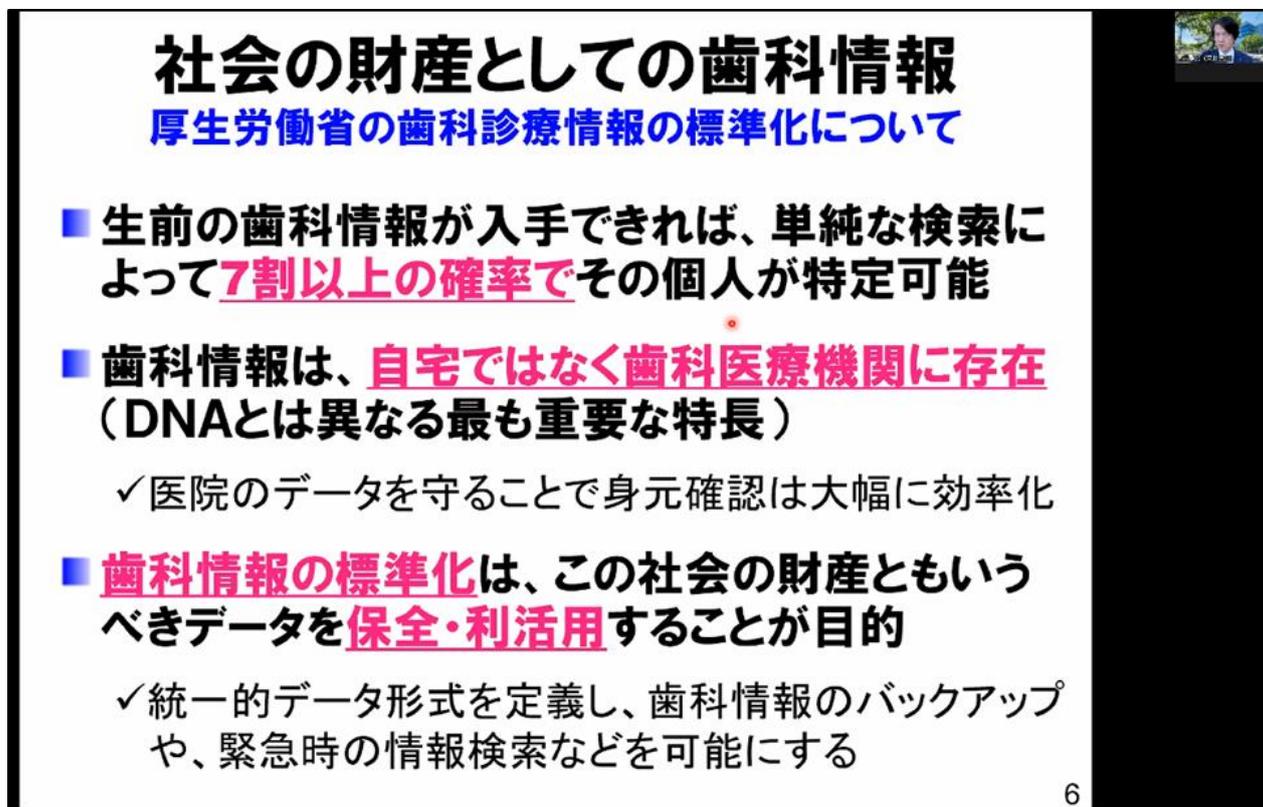
## 口腔状態のスナップショット

- = 最新の口腔状態
- = **初診の状態＋その後の変化**
- = 主として歯（硬組織）と人工物
- = 各種健診の帳票記載内容も含む
  
- ≠ 問診内容
- ≠ 初診からの経過、履歴
- ≠ 舌、唾液腺など軟組織の情報

口腔診査情報標準コード仕様 Ver.1.01 より引用

図表 3-3 講演 2 講演風景

講演3では、東北大学 理事・副学長（企画戦略総括，プロボスト，CDO）青木孝文氏より【歯科情報を活用した身元確認の迅速化 ～ 身元確認データベースの構築に向けて】として、身元確認データベースの必要性、東日本大震災の教訓、今後検討すべき課題について、また、身元確認データベースの実現方式についてご講演いただいた（図表 3-4）。



## 社会の財産としての歯科情報

### 厚生労働省の歯科診療情報の標準化について

- 生前の歯科情報が入手できれば、単純な検索によって**7割以上の確率**でその個人が特定可能
- 歯科情報は、**自宅ではなく歯科医療機関に存在**（DNAとは異なる最も重要な特長）
  - ✓ 医院のデータを守ることで身元確認は大幅に効率化
- **歯科情報の標準化**は、この社会の財産ともいべきデータを**保全・利活用**することが目的
  - ✓ 統一的数据形式を定義し、歯科情報のバックアップや、緊急時の情報検索などを可能にする

6

図表 3-4 講演3 講演風景

講演 4 では、東京大学大学院 医学研究科 特任講師 井田有亮氏より【歯科情報を活用するメリットと期待】として、標準化の意義や日本における医療情報標準化の実際について解説いただいた上で、歯科医療における DX 推進に向けた考え方、データ流通に必要な要素についてご講演いただいた（図表 3-5）。

REC

31

## 口腔診査情報標準コード仕様の特徴（メリット）

1. 健診・検査・検屍において**同じコード仕様**が適用できる
2. レセプト**帳票**や**各種検診様式**からの変換が可能
3. 情報の**粒度の違い**を**ある程度吸収**するコンセプト
4. 新生児～高齢者まで**多くの人の情報**を記載できる
5. 国際的な**情報交換標準**と**対応**している（作業中）

UTokyo  
井田有亮

図表 3-5 講演 4 講演風景

講演 5 では、慶應義塾大学 教授 山本龍彦氏より【医療情報の保護と利活用】として、個人情報の保護に関する国際的な検討動向と、情報の自己決定権の考え方についてご講演いただいた（図表 3-6）。

**■データ保護を「基本的人権(fundamental right)」として捉える——個人起点、コントロール  
ビリティの確立**

→EUや米国などが情報自己決定権(コントロールビリティ)の方向で制度形成しており、日本も、曲りなりにもこうした傾向を伏在させてきた。

→そのような状況のなかで、あえてそこから外れて独自路線を歩むならば、それなりの覚悟と勇気が必要。

+また、情報自己決定権と親和的なかたちで動いてきた制度をどう位置付けるのかも重要。

+ビジネス・医療を必ずしも阻害しない。「何のためのデータ保護か」を明確にすることで、「**過少かつ過剰**」を解消する(奇妙な形式主義の打破→実質的な保護。使うべきところは使う)。

**■同意は絶対的なものではない**

→集会的同意=「法律」の可能性(目的+システム。韓国の場合)

**■「個人の世界/集合の世界」とを切り分けること**

→個人の自己決定が尊重される世界(人権の世界)と、アセットとして使い倒す世界(公共財の世界)

→日本では、この切り分けがなされず、「過剰」な保護がなされてきた(医療分野)。クッキー情報と医療情報との「ねじれ」。**これで日本の医療は大丈夫か?**

→自己決定の論理/セキュリティの論理(+識別禁止の厳格化)

35

図表 3-6 講演 5 講演風景

最後に閉会挨拶として、公益社団法人日本歯科医師会 副会長 柳川忠廣氏より、現時点での「口腔診査情報標準コード仕様」で情報を収集する実施可能な方法の概要や歯科情報の活用可能性の幅が広いこと等、今回の各演者の講演内容の総括をお話しいただいた。また、歯科医師の受講者へは歯科情報の提供を、歯科ベンダの受講者へは「口腔診査情報標準コード仕様」の出力の実装を要望し、「口腔診査情報標準コード仕様」の実装は歯科の社会貢献のためにも必要であるとのメッセージをいただいた。

なお、本研修会の内容は今後、日本歯科医師会 HP で公開し、歯科情報の標準化の必要性を広く周知するためのツールとして活用していく予定である。

#### 4. 研修会実施後受講者アンケート

受講者アンケートの回答数は33件であった。回答者の属性は歯科医師（診療所・病院と大学等教育機関含む）が約5割、歯科ベンダが約3割であった。「口腔診査情報標準コード仕様」を本研修会に参加する前から知っていたのは回答者の9割以上であった。研修会の理解度は非常に高く、多くの参加者に理解いただけた。

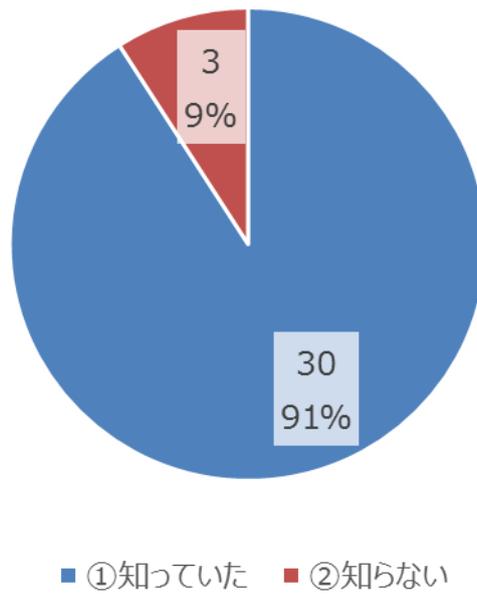
また、「口腔診査情報標準コード仕様」のファイル出力の実装状況は、全体としては「実装する予定はない」と「不明」が半数を占め、「実装している」は1割未満であったが、歯科ベンダに関しては、実装に前向きな回答が多い傾向であった。さらに、今回の研修会を通じて「口腔診査情報標準コード仕様」のファイル出力の実装の必要性を9割以上の者が感じていた。

ファイル出力の実装にあたっての課題（ベンダ）は、「コスト負担が大きい」が最も多く8割以上であった。歯科医師については、「口腔診査情報標準コード仕様」に基づくデータベースが完成した際に、歯式情報をデータベースに「提出してもよい」「条件によっては提出してもよい」が8割以上であった。歯科情報の提供に際しての課題は、「口腔診査情報標準コード仕様にデータを対応させること」「個人情報関係への懸念」が6割以上で、次いで「歯式情報の登録に負担がかかる」が約6割であった。

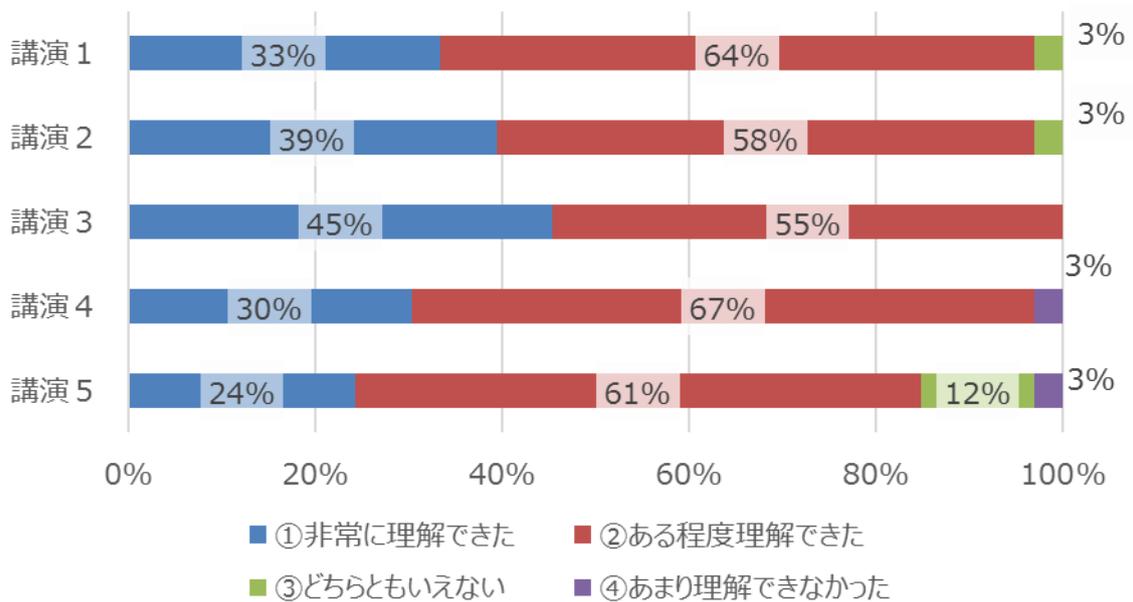
利活用の観点において、「口腔診査情報標準コード仕様」の活用が期待できるまたは活用可能性がある場面は、今回の講演テーマの「身元確認」が約9割で最も多く、「地域連携（約7割）」「PHR（約5割）」「研究（約5割）」も多くの回答があった。

今後の研修会に向けて、「歯科情報利活用」分野における講演で聴講したい内容としては、歯科情報がどのようにPHR等へ盛り込まれていくのか、画像データの活用について、具体的な施策についての希望等があった。その他、「口腔診査情報標準コード仕様」の実装に向けてご意見・ご提案等では前向きなコメントが多数あった。

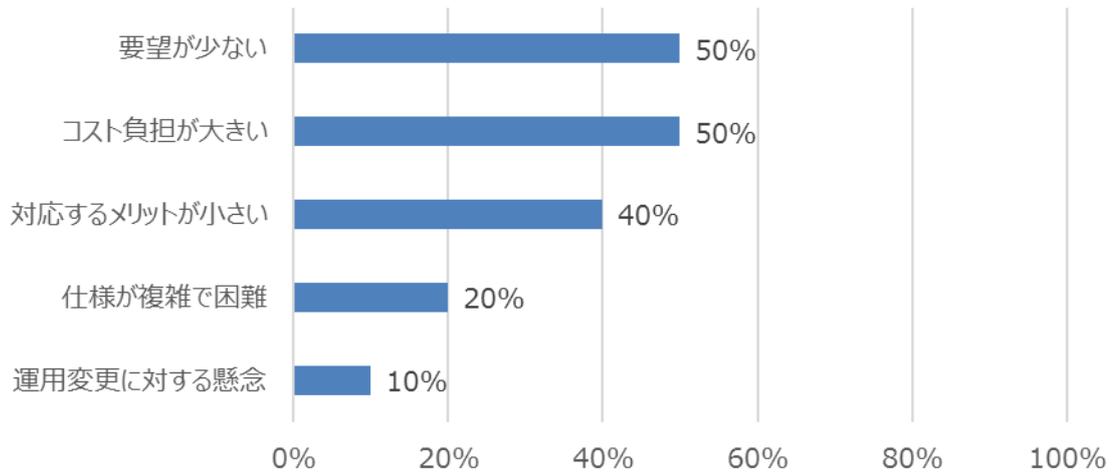
アンケート集計結果は以下の通りである（図表 4-1～図表 4-6）。



図表 4-1 今回の研修会に参加する前からの「口腔診査情報標準コード仕様」認知度 (N=33)

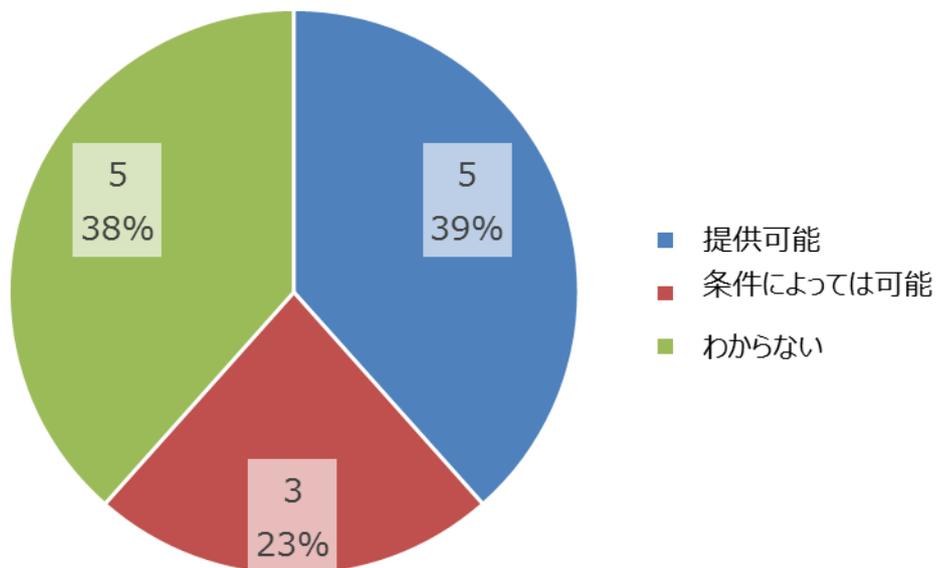


図表 4-2 今回の研修会の理解度 (N=33)

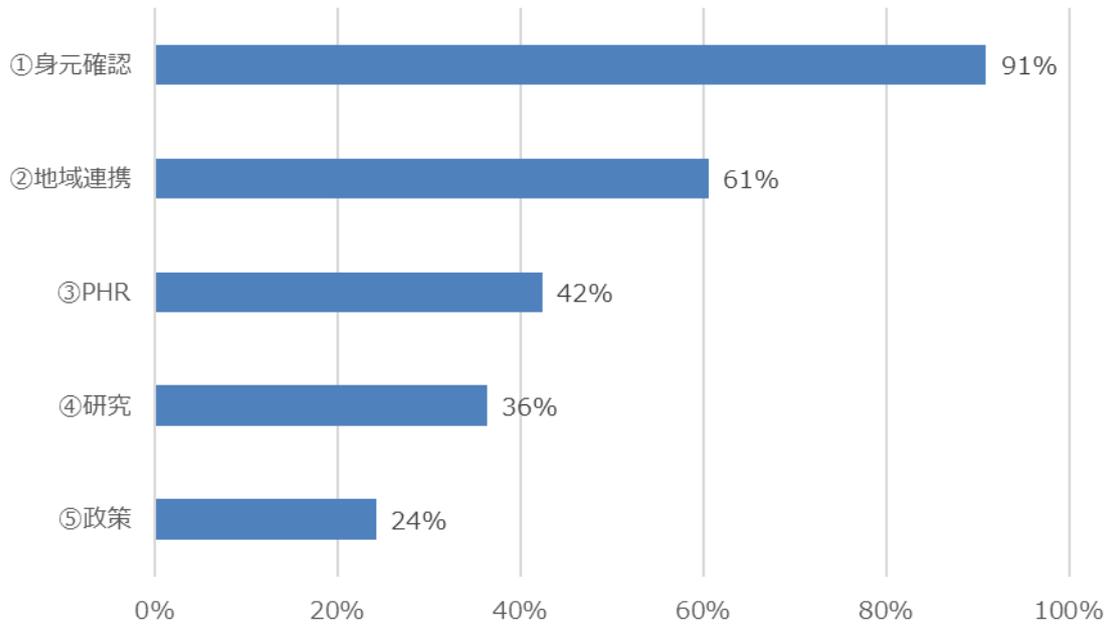


(その他の内容) 使用者の目的理解度のばらつきが大きい

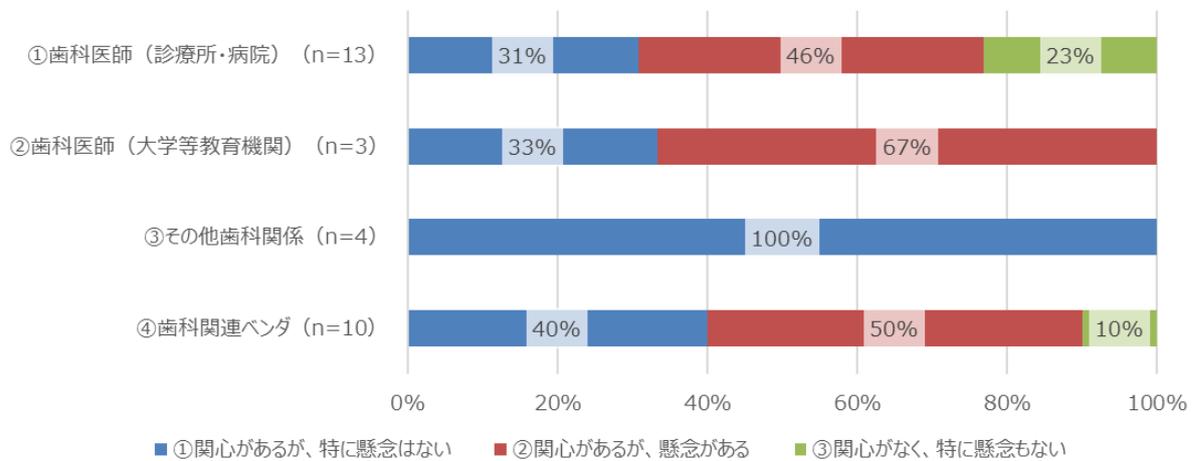
図表 4-3 実装するにあたっての課題 (ベンダ N=10)



図表 4-4 歯式情報のデータベースへの提供意向 (歯科医師 N=13)



図表 4-5 活用が期待できるまたは活用可能性がある場面（複数回答可）（N=33）



図表 4-6 匿名情報として二次利用（研究等）することに懸念があるか（N=30）

◆ どのような点で二次利用に懸念を感じるか

- セキュリティ
- 匿名化されたデータではあるが、個人情報保護の観点、患者からの同意取付の範囲などの懸念が少なからずある
- 情報がかえられたり、まもれなかった場合
- 匿名化することのデメリット
- 匿名加工技術や法整備について.
- データの二次利用に際し、患者および医療機関の同意をどのように得ていくか。利用する目的が異なる場合、すべて同意を得る必要があるのか？
- 個人情報保護に関する関心が高くなり、漏洩に対する対応も厳しくなっている。もし漏れた場合、その責任がレセコンのソフトにあるのか、通信業者にあるのか、また、マルウェアがどこから入ったのか？責任の所在も難しい
- 研究目的の明確化やプライバシー保護の担保
- 情報取り扱いのガイドライン 情報セキュリティのリテラシー
- 入力誤りの影響がおおきい、また、歯科では診療中に電子カルテの入力時間がとりにくい
- どのような内容のものに利用されるのかわからないため。
- 個人情報の取扱い

◆ 「歯科情報利活用」分野における講演で聴きたい内容 (7)

- 今回は身元確認が主な目的である講演であったが、もっと広義に渡る活用例などの紹介を今後の展望など
- 東日本大震災の際の宮城県における歯科情報による身元確認状況
- 本日の講演5はプライバシー保護に関する考え方や国内外の法的整備状況に関する大変有益な講演でした。続きを是非お願いします。
- 地域医療連携での活用や PHR の活用の方向性について
- 身元確認に関して
- 実用事例を聞きたい

◆ 研修会全体へのご意見・ご要望 (14)

- 口腔診査情報標準コード仕様は HL7v2.5 形式での出力となるが、実装しているベンダは皆無と理解している。HL7FHIR による出力仕様とし、実装については、医科で検討されている医療情報化支援基金による補助を個別医療機関でなく、ベンダに開発費として渡して標準機能として実装されていないと先には進まないと思われる。
- 強力に推進していただきたい

- ・国の援助(費用・人材)が必須。 ・医療機関の意識向上が必要。 ・保険算定情報の明確化、統一化が必要。
- 費用負担、入力負担をなくしてほしい
- ①何年から稼働することを想定しているのでしょうか？ ②実装されたら、都道府県別残存歯数や補綴歯数等がクリアになるでしょうが、こういった事が公表されることによってランキング化・比較化され、平均寿命や健康寿命と同じように安易に優劣がつけられることに懸念します。 医療の目的は『患者さんの幸福』であって、何かと比較すべきものでは無いと考えます。データの扱いには倫理・心理的にも十分配慮して慎重に行っていただきたいと思えます。
- 啓発運動
- 問い合わせでも無い、あったとしても使用するフィールドがない。
- 貴重なご講演をありがとうございました。 オン資の件でもなかなか対応できない方もおられますが、大災害が予測される中、少しでも多くの診療所が実装できるようにご配慮をお願い致します。
- レセプトを歯式と歯科処置が紐付いた仕組みにすれば、口腔診査情報標準コード仕様による歯科情報の利活用を飛躍的に向上すると思います。
- 大災害が発生した場合に、すぐに身元検索に利用できるように、全国の歯科医療機関のデータを蓄積しておくべき
- 他の方法としてパノラマX線情報の利用はどんなものか。伺いたい。

## 5. まとめ

今年度の研修会においては、歯科情報の標準化、また利活用に向けた取組状況、課題や将来像について講演をいただいた。

昨年度の事業においては、次の課題が抽出されている。

- ・ レセプトデータによる身元検索の精度向上について
- ・ データベースの利用や管理責任等の運用について
- ・ 健診データモデルの電子化について
- ・ 歯科標準データの身元確認の他への利活用展開について

医療 DX 推進本部が令和 4 年に設置され、医療情報の利活用について議論、推進され、また、歯科分野の医療情報についても、情報の標準化、ネットワーク化により、安全な流通が期待される。

今後、大規模災害等の発生等に備えて身元確認のためのデータベースの構築が早急に必要となる。実現に向けての課題解決について、次年度以降も引き続き検討することが望まれる。

別添：アンケート

**Q1.** 主要な所属を教えてください。

\*

① 歯科医師（診療所・病院）

② 歯科医師（大学等教育機関）

③ 歯科医師（行政機関）

④ 歯科関係（事務）

⑤ 歯科関係（他）

⑥ 歯科ベンダ（開発・SE）

⑦ 歯科ベンダ（営業・他）

⑧ 他システムベンダ

⑨ その他

**Q2.**

「口腔診査情報標準コード仕様」について、本日の研修会に参加する以前から知っていましたか。

\*

① 知っていた

② 知らない

③ その他

**Q3.**

研修プログラム1「歯科情報の利活用推進の経緯について」の内容は、理解できましたか。

\*

① 非常に理解できた

② ある程度理解できた

③ どちらともいえない

④ あまり理解できなかった

⑤ 全く理解できなかった

#### Q4.

研修プログラム2「口腔診査情報標準コード仕様」のしくみとねらいの内容は、理解できましたか。

\*

①非常に理解できた

②ある程度理解できた

③どちらともいえない

④あまり理解できなかった

⑤全く理解できなかった

#### Q5.

研修プログラム3「歯科情報を活用した身元確認の迅速化～身元確認データベースの構築に向けて」の内容は、理解できましたか。

\*

①非常に理解できた

②ある程度理解できた

③どちらともいえない

④あまり理解できなかった

⑤全く理解できなかった

#### Q6.

研修プログラム4「歯科情報を利活用するメリットと期待」の内容は、理解できましたか。

\*

①非常に理解できた

②ある程度理解できた

③どちらともいえない

④あまり理解できなかった

⑤全く理解できなかった

### Q7.

研修プログラム5「医療情報の保護と利活用」の内容は、理解できましたか。

\*

①非常に理解できた

②ある程度理解できた

③どちらともいえない

④あまり理解できなかった

⑤全く理解できなかった

### Q8.

貴院使用又は貴社販売のレセコンは、レセプトデータを、診療報酬請求用電子ファイル以外に、電子ファイル（テキストデータ、CSVデータなど）として出力することが可能ですか。

\*

①可能

②不可能

③わからない

### Q9.

「口腔診査情報標準コード仕様」のファイル出力実装の必要性を感じましたか。

\*

①とても必要性を感じた

②必要性を感じた

③必要性は感じなかった

④不明

⑤その他

### Q10.

「口腔診査情報標準コード仕様」のファイル出力を実装するにあたっての課題を教えてください。

\* (複数選択)

①仕様が複雑で困難

②コスト負担が大きい

③要望が少ない

④対応するメリットが小さい

⑤運用変更に対する懸念

⑥不明

⑦その他

### Q11.

歯式情報のデータベースへの提供可否を教えてください。

\*

①提供可

②条件によっては可

③不可

④不明

⑤その他

### Q12.

前問で「{Q11}」を選択した理由を教えてください。

\*

0文字

### Q13.

「口腔診査情報標準コード仕様」に基づくデータベースが完成した際に、活用が期待できるまたは活用可能性がある場面を教えてください。

\* (複数選択)

①身元確認

②地域連携

③PHR

④研究

⑤政策

⑥製品開発

⑦その他

⑧想定される場面はない

### Q14.

「口腔診査情報標準コード仕様」に基づくデータベースに、歯式情報を提供するにあたっての課題を教えてください。

\* (複数選択)

①標準コード仕様にデータを対応させること

②セキュリティ関係

③個人情報関係

④歯式情報の登録に負担がかかる

⑤データ出力・送信

⑥コスト

⑦その他④⑤⑥以外の現場の負担増加

⑧不明

### Q15.

患者の情報を、匿名情報として二次利用（その患者さんの診療以外の研究・教育その他に利活用）することに関心や懸念はありますか。

\*

①関心があるが、特に懸念はない

②関心があるが、懸念がある

③関心がなく、特に懸念もない

④関心がなく、懸念はある

### Q16.

前問で「{Q15}」とお答えした方にお伺いいたします。懸念の内容を教えてください。

\*

0文字

### Q17.

「歯科情報利活用」分野における講演で聞きたい内容を教えてください。

0文字

### Q18.

「口腔診査情報標準コード仕様」の実装に向けての意見・提案があれば教えてください。

0文字